

審議会等の設置及び運営に関する指針 解釈・運用の手引

令和2年6月

大阪市総務局

目次

第1	目的	4
第2	対象	5
第3	審議会等の設置等	6
1	必要最小限の設置等	6
2	期限の明示	7
3	委員の数	7
第4	既存の審議会等の見直し	9
1	廃止基準	9
2	統合基準	10
第5	委員の選任	11
(1)	基本的な考え方	11
(2)	女性の登用	11
(3)	委員の兼務	12
(4)	委員の再任	12
(5)	委員の年齢制限	13
(6)	本市職員の選任	13
(7)	委員の公募	14
第6	審議等への市民の意見・要望の反映	15
第7	会議の公開	17
1	会議の公開基準	17
(1)	非公開情報情報を取り扱う場合	18
ア	個人情報	18
イ	法人等情報	20
ウ	任意提供情報	21
エ	審議・検討・協議情報	22
オ	事務事業遂行情報	23
カ	公共の安全・秩序維持情報	24
キ	法令秘情報	25
(2)	行政処分について審議等を行う場合	26
(3)	円滑な議事運営が著しく阻害される場合	26
2	公開の方法	27
(1)	傍聴	29
(2)	視聴	31
3	公開・非公開の決定	34
4	会議開催の周知	35

5 情報の提供	37
第8 総務局長との調整及び報告等	39
別紙1-1 大阪市〇〇審議会運営要領（例）	40
別紙1-2 傍聴要領（例）	45
別紙1-3 視聴要領（例）	47
別紙2 掲示依頼例.....	48
別紙3 懇談会等行政運営上の会合の開催に係る事前調整様式	50
別紙4 懇談会等行政運営上の会合の開催に係る報告様式について	52

第1 目的

この指針は、行政運営の透明性の向上、簡素効率化等を図るとともに、市政に対する市民参加を促進するため、審議会等の設置又は運営について準拠すべき基本的事項を定めることを目的とする。

1 審議会等については、行政の民主化や専門的知識の導入において一定の役割を果たしてきたが、一方で、縦割り行政を助長し、あるいは行政のいわゆる隠れみものになっているのではないかという批判を招くなど、その弊害も目立つようになってきており、その運営の透明性や総合性の確保が求められてきている。さらに、本格的な地方分権の時代を迎え、市政に対する市民参加の一層の推進が求められており、審議会等の運営においても市民の意見・要望を的確に反映させていく必要がある。

こうしたことから、この指針は、審議会等の設置等、統廃合、委員や参加メンバー（以下単に委員」という。）の選任、審議等への市民の意見・要望の反映、会議における審議内容等の公開等について準拠すべき基本的事項を定めることによって、行政運営の透明性の向上、簡素効率化、総合化等を図るとともに、市政に対する市民参加を促進することを目的とするものである。

2 個々の審議会等の設置又は運営については、その設置等の根拠となる規程等の定めるところによるが、この指針は、対象となるすべての審議会等の設置又は運営について準拠すべき共通の事項を定めるものである。

3 この規定は、この指針の目的を定めたものであるから、この指針の解釈及び運用はこの規定に照らして行われるものである。

第2 対象

この指針の対象とする審議会等は、次に掲げる機関及び会合とする。

- (1) 市民、学識経験者等で構成され、本市の事務について審議、審査、調査等を行う機関で、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき市長その他の執行機関の附属機関として設置されたもの
- (2) 行政運営上の参考に資するため、局長等の決裁を経て、市長等が行政機関職員以外の有識者等の参集を求める会合であって、同一名称の下に、同一者に、複数回、継続して参集を求めることを予定しているもの

- 1 市民、学識経験者等で構成され、市の事務について審議、審査、調査、意見交換、懇談等を行うために設置等されたものであれば、審議会、懇話会、委員会等の名称や設置等の根拠となる規程等の如何を問わずこの指針の対象となるものであり、最終的に機関としての意思決定を行わない、いわゆる行政運営上の会合も含むものである。
- 2 この規定は、本市職員のみで構成されたもの又は本市職員と国、他の地方公共団体の関係職員等によって構成されたものや、審議会等ではなく、専ら本市の事務の一部を補助執行するために設置されたものは除外する趣旨である。また、附属機関や行政運営上の会合を対象とするものであることから、教育委員会、監査委員等の執行機関はこの指針の対象から除外される。
- 3 「その他の執行機関」とは、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員及び固定資産評価審査委員会をいう。
- 4 主に選考の公正性・透明性を確保するために設けられた、事業者（指定管理予定者を含む。）の選定に関する意見を聴取することを目的とする会合で、単発的に開催されるもの（単一の課題について、2、3回程度の開催が予定されているもの）は、本指針の対象外である。
- 5 審議会等の部会、分科会、専門委員会等（以下「部会等」という。）についても、この指針の対象となるものである。

第3 審議会等の設置等

1 必要最小限の設置等

審議会等の設置等（第2（1）に掲げる機関の設置、又は第2（2）に掲げる会合の開催をいう。以下同じ。）をしようとする場合は、他の審議会等と審議、審査、調査、意見交換、懇談等（以下「審議等」という。）の目的が重複しないよう、必要最小限の設置等にとどめるものとする。

- 1 この規定は、行政運営の簡素効率化、総合化等の観点から、審議会等の設置等は必要最小限のものにとどめることとするものである。
- 2 審議会等を新たに設置等しようとする場合は、審議等の目的が類似した既存の審議会等に必要に応じて部会等を設置等して弾力的、機動的な運営を図ることにより対応するなど、既存の審議会等の活用を図れないかを検討すること。
- 3 また、いたずらに審議会等を設置等することなく、公聴会の活用による公正の確保や関係団体からの意見聴取による利害の調整など、他の手段によりその目的が達成できないかについても検討すること。

2 期限の明示

審議等の対象となる事項(以下「審議事項」という。)が臨時的なものである 審議会等の設置等をしようとする場合には、できる限りその期限を明示するものとする。

- 1 この規定は、行政運営の簡素効率化等の観点から、臨時的に設置等された審議会等の期限を明らかにすることにより、必要性の乏しくなった審議会等を自動的に廃止しようとするものである。
- 2 「審議等の対象となる事項が臨時的なものである審議会等」とは、継続性のない一時的な事項を審議等の対象とし、当該事項についての審議等が終了すれば、その設置等の目的が達成される審議会等をいう。
- 3 このような審議会等は、できる限り設置等の際にその期限を定め、設置等の根拠となる規程等にその期限を明記すること。

3 委員の数

審議会等の委員や参加メンバー(以下単に「委員」という。)の数は20名以内とする。ただし、法令又は条例に定めがある場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

- 1 この規定は、適正規模の委員による活発な議論を行うため、審議会等の委員の数を、法令又は条例(以下「法令等」という。)に定めがある場合等を除いて、20名以内とすることとするものである。
- 2 個々の審議会等の委員の数については、審議等の目的を考慮した上で、必要最小限の人数とし、実質的で活発な審議等が行われるよう、必要に応じて部会等を設置等するなど弾力的、機動的な運営を図ること。
- 3 「特別の事情がある場合」とは、審議等の目的に照らして、幅広い範囲から委員を選任する必要があり、20名を超える委員を選任することについて客観的か

つ合理的な理由がある場合という趣旨である。

第4 既存の審議会等の見直し

既存の審議会等については、次に掲げる基準により見直しを行い、廃止又は統合を検討するものとする。

1 廃止基準

- (1) 審議等の目的が達成されたもの
- (2) 社会経済環境の変化等により必要性が著しく低下したもの
- (3) 活動が著しく不活発で今後も活動の見込みがないもの

1 この規定は、行政運営の簡素効率化等の観点から、必要性の乏しくなった審議会等を廃止することとするものである。

2 既存の審議会等で、

- (1) その設置等の原因となった行政課題について一定の解決が図られるなど、その設置等の目的が既に達成されたもの
- (2) 社会経済環境の変化等により、その設置等の原因となった行政課題の解決の必要性が著しく低下したもの
- (3) 過去1年間以上開催実績がないなど活動が著しく不活発で今後も活動の見込みがないもの

については、廃止を検討すること

2 統合基準

- (1) 審議等の目的が重複しているもの
- (2) 行政の総合性確保のため統合が望ましいもの

1 この規定は、行政運営の簡素効率化、総合化等の観点から、既存の審議会等であっても、審議等の目的が重複している審議会等については、統合を検討することとするものである。

2 審議会等の統合については、政府の地方分権推進計画において「審議会等の統合などにより総合的な政策決定を可能とするように、法令における組織・名称を『～に関する審議会等』と規定することを原則とする。」という方針が示され、これを受けて地方分権一括法により所要の改正が行われ、一定の条件整備が図られたところであり、審議等の目的が必ずしも重複していない審議会等であっても、これらの関連性が大きい場合には、同一の審議会等で審議等を行う方が行政の総合性確保のために望ましい場合もあると考えられることから、これらの審議会等についても、統合し、必要に応じて部会等を設置等して弾力的、機動的な運営を図るなど、その見直しについて検討すること。

第5 委員の選任

審議会等の委員の選任に当たっては、審議等の目的に照らして、当該審議会等が実質的かつ効果的に機能するよう、次の事項に十分留意するものとする。

(1) 基本的な考え方

専門的知識の導入、公正の確保、利害の調整等当該審議等の目的が的確に達成されるよう、各界各層及び幅広い年齢層の中からふさわしい人材を選任すること

- 1 この規定は、各委員により代表される学識、経験、意見等が、当該審議等の目的に照らして、公正かつ均衡のとれた構成となるよう、委員の選任に当たっての基本的な考え方を明らかにするものである。
- 2 委員の選任に当たっては、専門的知識の導入、公正の確保、利害の調整といった当該審議会等の設置等の目的が達成されるよう、人権尊重の視点に立って、各界各層及び幅広い年齢層の中からふさわしい人材をバランスよく選任するとともに、委員の高齢化が進むことのないよう努めること。
- 3 なお、法令等の規定により委員の選任手続が定められている審議会等については、当該手続によるものである。

(2) 女性の登用

審議会等の委員への女性の登用については、「大阪市男女共同参画推進条例（平成14年大阪市条例第74号）に基づく基本計画」の定めるところによること

この規定は、審議会等の委員への女性の登用については、既に数値目標が明示された「大阪市男女共同参画推進条例（平成14年大阪市条例第74号）に基づく基本計画」が定められていることから、これに基づき、女性の登用を推進することとするものである。

(3) 委員の兼務

特に必要がある場合を除き、他の審議会等の委員の職を3以上兼ねる者を委員に選任しないこと

- 1 この規定は、同一人が多くの審議会等の委員を兼務することは、広く人材を求めるとともに、より多くの市民の市政への参加を図るという観点からは望ましいことではなく、また、当該委員の多忙等の理由により審議等に支障が及ぶことも考えられることから、兼務は避けることとするものである。
- 2 「特に必要がある場合」とは、当該審議等の目的に密接に関連する団体の代表者等を選任する必要がある場合、他に審議等の目的に関する専門的な知識又は経験を有する者がいない場合など、他に代わるべき人材が確保できないことについて客観的かつ合理的な理由がある場合という趣旨である。
- 3 また、多忙等を理由に出席率が極めて低く、審議等に支障を来していると認められる委員については、担当課において、直近の任期満了時に他の者を委員として選任することを検討すること。

(4) 委員の再任

同一人を継続して委員に選任する場合は、特に必要がある場合を除き、在任期間が引き続き4年を超えない、又は引き続き再任1回までとすること

- 1 この規定は、委員の再任について、常に新たな人材の登用を図り、各界各層からの幅広い意見を反映することにより社会経済環境の変化に的確に対応するという観点から、原則として、審議会等の委員の長期にわたる再任は避けることとするものである。
- 2 「特に必要がある場合」とは、当該審議等の目的に密接に関連する団体の代表者等を選任する必要がある場合、他に審議等の目的に関する専門的な知識又は経験を有する者がいない場合など、他に代わるべき人材が確保できないことについて客観的かつ合理的な理由がある場合という趣旨である。

(5) 委員の年齢制限

特に必要がある場合を除き、70歳を超えるものを委員に選任しないこと

- 1 この規定は、若い世代の専門家のより積極的な行政への参加を促し、柔軟かつ新しい発想・意見も本市の各種施策に取り入れていく必要があることから、原則として70歳を超えるものを委員に選任しないこととするものである。
- 2 「特に必要がある場合」とは、当該審議等の目的に密接に関連する団体の代表者等を選任する必要がある場合、専門的な知識、経験等を有する者が他に得られないなど特別な事情があると認められる場合、審議会等の性質上やむを得ないと認められる特別の理由がある場合という趣旨である。

(6) 本市職員の選任

本市職員は、特に必要がある場合を除き、委員に選任しないこと

- 1 この規定は、審議会等は、本市職員によっては専門的知識の導入、公正の確保、利害の調整等を十分に行うことができない場合に設置等されるものであるので、原則として本市職員を委員に選任しないこととするものである。
- 2 「特に必要がある場合」とは、専門的知識の導入、公正の確保、利害の調整等の審議等の目的に照らして、本人の属人的な専門的知識又は経験を必要とする場合など、本市職員を委員に選任することについて客観的かつ合理的な理由がある場合という趣旨である。なお、本市職員は、通常、担当課として審議会等の会議に出席しており、その際に審議等に参加できるようにするなどの運営も可能であることから、本市職員を審議会等の委員に選任する必要がある場合には、そのような方策についても検討すること。

(7) 委員の公募

第6に定めるところにより、市民から委員を選任する場合は、公募によることを基本とし、適正な委員を公正に選任するよう十分配慮すること

- 1 この規定は、審議等に市民の意見・要望等を反映させるため市民から委員を選任する場合には、公募によることを基本とすることを定めるものである。
- 2 審議会等の委員の公募については、第26次地方制度調査会の「地方分権時代の住民自治制度のあり方及び地方税財源の充実確保に関する答申」においても、「政策の立案や審議過程に住民が主体的に参画する手法として有意義であると考えられる。」とされているところであり、本市においても市政に対する市民参加のための有効な手段の1つであると考えられる。
- 3 公募により委員を選任する具体的な方法としては、
 - (1) 応募の際に市民から審議事項についての小論文、アンケートなどを提出してもらい、当該市民のうちからその内容を踏まえて委員を選任する。
 - (2) 当該審議会等の担当課において、既に公募により選任されている市政モニター等の意向を確認のうえ、審議事項について意見を求め、当該市政モニター等のうちからその意見を踏まえて委員を選考する（なお、この場合には、個人情報目的外利用に当たると考えられるので、所定の手続をとる必要がある）といった方法が考えられるが、いずれにしても、適正な委員を公正に選任することにより、当該委員により代表される意見が、審議等の目的及び審議事項に照らして公正かつ均衡のとれたものとなるよう、十分配慮すること。

第6 審議等への市民の意見・要望の反映

審議等の目的及び審議事項に照らして、その審議等に際して広く市民に対し意見・要望を求める必要があると認められる場合には、市民に対し案を公表しそれに対する意見・要望を考慮して審議等を行うなど市民の意見・要望を審議等の過程に反映する手法を導入し、又は委員の一部を市民から選任するよう努めるものとする。

1 本格的な地方分権の時代を迎える中、市政に対する市民参加の一層の促進を図り、市民の意見・要望を施策等により一層反映していくことが求められており、審議会等についても可能な限り審議等に市民の意見・要望を反映していくことが必要である。こうしたことから、この規定は、本市の審議会等についても、その審議等の目的及び審議事項に応じ、できる限り市民の幅広く多様な意見・要望を審議等に反映していくこととするものである。

2 「審議等の目的及び審議事項に照らして、その審議等に際して広く市民に対し意見・要望を求める必要があると認められる場合」とは、公正の確保又は利害の調整を図ることを目的として設置等された審議会等において審議等を行う場合であって、

- (1) 本市の基本的な施策の立案又は重要な変更
- (2) 広く市民全般の権利義務又は生活に影響を与える新たな制度の導入又は重要な変更
- (3) 広く市民全般の権利義務又は生活に影響を与える行政運営の基本的なルールの設定又は重要な変更

など、広く市民に対し意見・要望を求める必要があると認められる事項について審議等を行う場合をいい、専ら専門的知識の導入を目的とする審議会等において審議等を行う場合や行政処分、不服審査、紛争処理、補助金等の交付及び試験、判定、検査その他これらに類する事務について専ら専門的・技術的な観点から審議等が行われる場合は、通常、該当しないものである。

3 審議等に市民の意見・要望を反映させる方法としては、審議等の過程に市民の意見・要望を反映する手法の導入、市民からの委員の選任といった方法がある。審議等の過程に市民の意見・要望を反映する手法は、最終的に機関としての意思決定を行うこととされている審議会等（本指針第2(1)）において、市民からの委員の選任は、いわゆる行政運営上の会合を含むすべての審議会等（本指針第2(1)及び(2)）において活用することができると考えられるが、いずれの方法を採

るかについては、当該審議等の目的及び審議事項に照らして、最も適切な方法を選択すること。

- 4 審議等の過程に市民の意見・要望を反映する具体的な手法としては、
 - (1) 会議において、審議事項について市民に意見陳述の機会を設ける
 - (2) 答申、提言等の案を公表して、これに対する市民の意見・要望を聴取し、当該意見・要望及びこれらに対する対応結果を公表するといった手法が考えられる。

- 5 審議会等の具体的運営については、その設置等の根拠となる規程等に別段の定めがある場合を除き、当該審議会等の判断と責任において決定されるべきものであり、したがって、審議等の過程に市民の意見・要望を反映する手法を採るべきかどうか、どのような段階でどのような手法を採るかについては、市民の意見・要望を審議等に的確に反映させるというこの規定の趣旨を踏まえ、各審議会等において判断するとともに、その判断についての説明責任を負うものである。

- 6 地方自治法第 252 条の 7 第 1 項の規定により他の普通地方公共団体と共同して設置する執行機関の附属機関（以下「共同設置附属機関」という。）のうち、事務局が本市ではなく他の普通地方公共団体にあるものについての審議等への市民の意見・要望の反映に関しては、この規定によらず、当該他の普通地方公共団体において取り扱われるところによる。

第7 会議の公開

この規定は、本市における会議の公開に関して定めるものである。

なお、共同設置附属機関のうち、事務局が本市ではなく他の普通地方公共団体にあるものについては、その附属機関の庶務については当該他の普通地方公共団体において取り扱われるため、この規定は対象外となる。

1 会議の公開基準

審議会等の会議は、次のいずれかに該当する場合を除き、公開するものとする。

- 1 この規定は、この指針の対象となる審議会等の会議は原則として公開するという、本市の基本的姿勢を示したものである。
- 2 市民等に公文書の公開を請求する権利を明らかにしている大阪市情報公開条例においても、原則公開の例外として、公開しないことができる公文書が定められているように、会議の公開においても、個人に関する情報で特定の個人が識別され得るものなどの情報を取り扱う会議や、公開すると円滑な議事運営等が著しく阻害され、その目的が達成できないと認められる会議については公開しないことができるものである。
- 3 審議事項の一部がこの規定に該当し、公開できない場合であっても、すべての会議が非公開となるものではなく、個々の審議事項に応じて、その都度、公開又は非公開の判断を行うこと。

(1) 非公開情報情報を取り扱う場合

会議において次のいずれかに該当する情報を取り扱う場合

ア 個人情報

個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の情報により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

- (ア) 法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にされることが予定されている情報
- (イ) 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
- (ウ) 当該個人が公務員等（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）第 5 条第 1 号ハに規定する公務員等並びに大阪市住宅供給公社の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務の遂行の内容に係る部分

1 この規定は、個人のプライバシーは、基本的人権として最大限保護されるべきであり、個人のプライバシーに係る情報を取り扱う会議は非公開とする必要がある一方で、プライバシーの概念は必ずしも明確にされているわけではなく、どのような情報がプライバシー保護のために非公開とされるべきかを一律に確定するのは困難であることから、「個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を取り扱う会議を原則として非公開とすることとしたものである。

2 この規定の運用に当たっては、審議等に支障のない範囲で情報の取扱いを工夫するなど、可能な限り当該会議の公開に努めなければならない。例えば、審議事項に個人に関する情報が含まれる場合であっても、氏名を伏せるなどして、特定の個人を識別できないようにすることにより、プライバシーが保護でき、かつ、審議等の目的を達成し得るような場合には、そのような措置を採ることにより、会議を公開するよう努めること

- 3 この規定は、大阪市情報公開条例第7条第1号と同趣旨の規定であり、この規定の解釈及び運用については、以上のほか「情報公開条例 解釈・運用の手引」の定めるところによる。

イ 法人等情報

法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体、地方独立行政法人及び大阪市住宅供給公社を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

- 1 この規定は、法人その他の団体及び事業を営む個人（以下「法人等の事業者」という。）の経営上又は技術上の情報には、自由で公正な競争秩序の維持や経済の健全な発展のために保護されるべきものがあるので、「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を取り扱う会議を原則として非公開とすることとしたものである。
- 2 この規定の運用に当たっては、審議等に支障のない範囲で情報の取扱いを工夫するなど、可能な限り当該会議の公開に努めること。例えば、審議等において法人等の事業者の名称を伏せるなどして、その利益侵害を防止でき、かつ、審議等の目的を達成し得るような場合には、そのような措置を採ることにより、会議を公開するよう努めること
- 3 この規定は、大阪市情報公開条例第7条第2号と同趣旨の規定であり、この規定の解釈及び運用については、以上のほか「情報公開条例 解釈・運用の手引」の定めるところによる。

ウ 任意提供情報

市長その他の執行機関の要請を受けて、公にしないとの条件で個人又は法人等から任意に提供された情報であって、当該個人又は当該法人等における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

- 1 個人又は法人等は、自己のプライバシーや経営上の内部管理に属する情報、一般にはまだ知られていない情報、特別の情報源から入手した情報、特別の関係がなければ他人に提供しない情報を有している。このような情報が本市の機関の要請に応じて任意に提供され、当該機関がこれを保有することになった場合に、当該機関が保有していることのみを理由として、何人にも公開されることになるのは、不合理であり、情報提供者の期待と信頼を損ない、将来、行政事務に必要な情報の入手に支障を来し、円滑な行政運営を妨げるおそれがある。

他方、公にしないとの条件があれば、このような情報を取り扱う会議をすべて非公開とすることは、この指針の趣旨に反することになる。

そこで、この規定は、これら当該個人又は当該法人等における通例として公にしないこととされている情報その他の公にしないとの条件を付することがその性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められる情報を取り扱う会議に限り、原則として非公開とすることとしたものである。

- 2 この規定は、大阪市情報公開条例第7条第3号と同趣旨の規定であり、この規定の解釈及び運用については、以上のほか「情報公開条例 解釈・運用の手引」の定めるところによる。

エ 審議・検討・協議情報

公にすることにより、本市の機関等及び国等（国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び大阪市住宅供給公社をいう。以下同じ。）の内部若しくは相互間における率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあると認められる情報

- 1 審議等に関する情報や行政の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報が公開されると、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれる場合があり、また、未成熟な情報が公開されたり、特定の情報が尚早な時期に公開されると、誤解や憶測に基づき市民等の間に混乱を生じさせ、又は投機を助長するなどして特定の者に利益を与え、若しくは不利益を及ぼす場合がある。

他方、行政運営の透明性を確保するため、政策決定に至る中間段階にある情報を適切な時期に市民等に公表することは、市民の市政参加を推進する観点から、極めて重要である。

そこで、この規定は、審議等に関する情報や行政の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報のうち、公開することの公益性を考慮しても、なお、行政の適正な意思決定等に対する支障が生ずるおそれがある情報を限定して、当該情報を取り扱う会議を非公開とすることとしたものである。

- 2 「本市の機関等」とは、市長その他の執行機関、議決機関及びこれらの補助機関並びに審議会等をいう。
- 3 この規定は、大阪市情報公開条例第7条第4号と同趣旨の規定であり、この規定の解釈及び運用については、以上のほか「情報公開条例 解釈・運用の手引」の定めるところによる。

オ 事務事業遂行情報

市長その他の執行機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

- (ア) 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
- (イ) 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、本市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- (ウ) 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- (エ) 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- (オ) 本市が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

1 本市の機関等が行うすべての事務又は事業は、公益に適合するように行われなければならない。当該事務又は事業に関する情報を公にすることにより、その公正かつ円滑な執行が妨げられ、実施時期の遅延、財政上の過大な負担、公平性の欠如、行政サービスの低下等の支障が生ずることになれば、結果的に市民全体の利益を損なうことになりかねない。

他方、市民の権利利益や生活、環境等に大きな影響を与える行政の事務又は事業に関し、必要な情報を公にすることにより、当該事務又は事業についての市民の理解と協力を得ることは、極めて重要である。

そこで、この規定は、本市の機関等が行う事務又は事業の内容及び性質に着目し、5つの代表的な事務又は事業にグループ分けし、それぞれのグループごとに典型的な支障を具体的に例示することにより、非公開情報としての要件を明確化して、当該要件に該当する情報を取り扱う会議については非公開とすることとしたものである。

2 「支障を及ぼすおそれ」にいう「支障」の程度は、名目的なものでは足りず、実質的なものでなければならないものである。

3 この規定は、大阪市情報公開条例第7条第5号と同趣旨の規定であり、この規定の解釈及び運用については、以上のほか「情報公開条例 解釈・運用の手引」の定めるところによる。

カ 公共の安全・秩序維持情報

公にすることにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生じると認められる情報

- 1 本市が保有する情報の中には、公にすることにより、犯罪、違法行為、不正行為等を誘発・助長し、人の生命、身体、財産又は社会的な地位を脅かしたり、犯罪の予防、捜査等に関する活動を阻害するおそれが生じるものがある。
そこで、この規定は、そのような事態を防止し、安全で平穏な市民生活を守るため、このような公共の安全と秩序の維持に支障が生じると認められる情報を取り扱う会議を非公開とすることとしたものである。
- 2 「支障が生じる」にいう「支障」の程度は、名目的なものでは足りず、実質的なものでなければならないものである。
- 3 この規定は、大阪市情報公開条例第7条第6号と同趣旨の規定であり、この規定の解釈及び運用については、以上のほか「情報公開条例 解釈・運用の手引」の定めるところによる。

キ 法令秘情報

アからカまでに掲げるもののほか、法令又は条例の規定の定めるところにより、公開しないこととされ若しくは公にすることができないと認められる情報又は法律若しくはこれに基づく政令の規定による明示の指示等により公にすることができないと認められる情報

- 1 この規定は、法令又は条例の明文の規定により、公開が禁止され、他の目的への使用が禁止され、又は具体的な守秘義務が課されている情報、法令又は条例に公開を禁止する明文の規定はないが、当該法令又は条例の趣旨、目的に照らしてその規定するところを解釈した場合に、公にすることができないと認められる情報、地方公共団体に対する国の新たな関与のあり方を定めた地方自治法第 245 条第 1 号へに規定する指示その他これに類する明示の指示等により公にすることができないとされている情報を取り扱う会議については、非公開とすることとしたものである。
- 2 この規定は、大阪市情報公開条例第 7 条第 7 号と同趣旨の規定であり、この規定の解釈及び運用については、以上のほか「情報公開条例 解釈・運用の手引」の定めるところによる。

(2) 行政処分について審議等を行う場合

会議において、行政処分の妥当性に関して審議等を行う場合

この指針の対象となる審議会等の中には、行政処分を行う場合にあらかじめその同意を得、又は意見を聴取しなければならないものや、行政処分に対する不服審査を行うものなどがある。これらの審議会等は、裁決や同意等を行う場合はもちろん、意見陳述を行う場合であっても一般に行政機関は審議会等の意見を尊重して裁決、決定その他の行政処分を行うものであることから、当該審議会等の会議を公開すると、その方針や内容が事前に明らかになるとともに、申請者や申立人のプライバシーを侵害するおそれもある。そこで、この規定は、会議において行政処分の妥当性に関して審議等を行う場合には、当該会議を非公開とすることとしたものである。

(3) 円滑な議事運営が著しく阻害される場合

会議を公開することにより、円滑な議事運営が著しく阻害され、審議等の目的が達成できないと認められる場合

- 1 この規定は、会議を公開するに当たっては、会議における円滑な議事運営を確保する必要があるため、会議を公開すると、審議妨害等により、円滑な議事運営が不当に阻害され、審議等の目的が達成できないと認められる場合については、当該会議を非公開とすることとしたものである。
- 2 この規定は、議事運営に著しい支障が生ずることが確実に予想される場合にのみ適用すべきであり、単に、会議の会場周辺において審議事項に関するビラ配りが行われたり、多数の傍聴者が予想される程度では適用することのないよう、厳格な運用を行うこと
- 3 この規定が適用される場合としては、公開した過去の会議において、傍聴者等が審議等を妨害したり、会長等の指示に従わず不規則発言等を繰り返すことによつて審議等が継続できないなど、議事運営に著しい支障が生じた場合であつて、当該会議を公開すると、同様の事態を招く蓋然性が大きいと認められる場合などが考えられる。

2 公開の方法

審議会等の会議の公開は、次の方法（当該会議における審議等の目的及び審議事項、会議の議事運営その他の状況に照らし、当該方法による場合では会議の公開の方法としての効果が乏しく、かつ、当該方法による場合に比してその効果が優れていると認められる別の方法がある場合にあっては、当該別の方法）により行うものとする。ただし、1(1)から(3)までのいずれかに該当する会議の公開は、当該会議の開催後速やかに、個々の発言内容の要旨及び発言者氏名が記録された会議録（1(1)又は(2)に該当する会議にあっては、議事の要旨）を作成し、これを大阪市ホームページに掲載し、かつ、所定の場所において市民等の閲覧に供することにより行うものとする。

- 1 この規定は、市民等が容易かつ正確に会議等の内容を知ることができるよう、会議の公開方法について、開催方法等に応じて適切な方法を採用することを求めるものである。
- 2 より開かれた市政を推進するという観点から、公開の対象とするのは市民に限定されるものではない。
- 3 公開の方法については、本指針第7、2(1)及び(2)において、審議会等が行われている会場において直接会議を傍聴する方法と一定の場所においてモニター等を通じて審議会等の会議の映像及び音声を同時に視聴する方法を基本としているが、これらの方法による場合では公開の方法としての効果が乏しく、かつ、これらの方法による場合に比してその効果が優れている方法がある場合には、他の方法を採用することも可能である。

例えば、審議会等の委員の全部又は一部が会議が開催される場所に参集して行う会議について、傍聴希望者が多数であると想定され、開催場所の広さの制約等から傍聴者を10人のみと限定することは会議の公開の方法としての効果が乏しいと考えられる場合や、開催場所への交通の便が悪く、傍聴者が参加しにくいと思われる場合などに、別途視聴場所を設けて(2)の方法により視聴できるようにするといったことが考えられる。

なお、これは、「別の方法」を採用する場合にも、あわせて、「傍聴」による公開も行うことを妨げるものではない。前記の例でいえば、先着の10名については、会議の開催場所において傍聴を行ってもらい、11番目以降の人には、別途設けた視聴場所で視聴をしてもらうことも当然認められるということである。

- 4 本指針第7、1(1)から(3)までのいずれかに該当し傍聴や視聴による会議の公開が認められない場合は、会議の開催後速やかに、市民等が審議内容に関する情報を入手できるよう、傍聴や視聴による会議の公開を認めないこととした理由に応じて、会議録又は議事の要旨を明らかにする書面（以下「会議録等」という。）を作成すること。

(1) 傍聴

審議会等の委員の全部又は一部が会議が開催される場所に参集して会議を行うときは、次の方法により当該会議の傍聴を認めること。

ア 審議会等において、あらかじめ傍聴を認める定員を定め、当該会議の会場に傍聴席を設けること。

イ 傍聴者に会議資料を配布すること。ただし、1(1)アからキまでのいずれかに該当する情報が記録されているもの、法令集その他の刊行物その他相当の理由があると認められるものについては、この限りでない。

ウ 会議を円滑に運営するため、審議会等において、傍聴に係る遵守事項等を定め、会場の秩序維持に努めること。

エ 傍聴者には、傍聴に係る遵守事項等を守り、当該会議の議事進行を行う者の指示に従って、静穏に傍聴させること。

オ 会議に関する報道機関の取材に対して配慮すること。

- 1 この規定は、審議会等の委員の全部又は一部が会議が開催される場所に参集して会議を行う場合には、傍聴の方法により公開する必要がある旨定めるとともに、その際に必要な事項を定めるものである。
- 2 ここで、委員の一部が会議が開催される場所に参集して会議を行う場合とは、一部の委員が本指針第7、2(2)に定めるウェブ会議の方法と同様の方法により会議に参加する場合（以下「ウェブ参加」という。）をいうものであるが、こうした場合であっても、会議が開催される場所については、あくまでも他の委員が参集する場所であり、当該会議の公開は、開催場所において会議の傍聴を認めることによって行われるものである。
- 3 傍聴手続は、基本的には各審議会等において決定するものであるが、公開する会議の運営に当たっては、概ね次により行うこと。
 - (1) 審議会等においてあらかじめ傍聴定員（10名以上）を定めるが、会議内容等により市民等の関心が高いときなど定員を超える傍聴希望者が予想される場合には、適宜増員に努めるものとする。
 - (2) 傍聴申込みの受付は、会議の当日、会場で会議開催の30分前から開始し、先着順で定員に達するまで行うものとする。
 - (3) 審議会等において適当と認める場合は、事前に抽選により傍聴者を決める取扱いとすることも可能である。この場合は傍聴者に対して事前に抽選の結果を通知する必要があることから、周知時期を繰り上げるなど事前の準備期間に留意するものとする。

- (4) 傍聴席には、椅子と机を用意することが望ましいが、会場の状況等によりやむを得ない場合は、椅子のみとすることができるものとする。また、必要に応じて記者席を設けるものとする。
- (5) 傍聴者に対しては、会議の内容が十分理解できるよう、原則として委員に配布する資料と同じ資料を用意するものとする。ただし、本指針第7、1(1)のAからキまでのいずれかに該当する情報が記載されているもの、その他、法令集等、大量に準備できないことについて相当の理由があると認められるものについては、配布しないでもよいものとする。
- (6) 審議会等において、会議の公正かつ円滑な運営が妨げられることのないよう、別紙1-1、同1-2を参考にし、傍聴に係る遵守事項等を定め、会場の秩序維持に努めるものとする。

傍聴者等が審議会等の議事進行を行う者の指示に従わず、会議の公正かつ円滑な会議等が著しく阻害され、会議等の目的が達成できないと認められる場合については、議事進行を行う者は当該会議を一時中断し、それでも会場の秩序維持が困難であると認められる場合は、当該会議を中止する等の措置を講ずることができるものとする。
- (7) この指針は、審議会等の運営について行政内部を規律するものであるが、指針のエの規定は、傍聴者も会議の場に同席することから、会議の円滑な運営に協力すべきものとする趣旨である。
- (8) 会議の場で、傍聴者が写真撮影や録画、録音を行うことを認めるかどうかは、会議を公開するかどうかとは別に、各審議会等において決定するものとする。
- (9) 指針のオの規定は、報道機関が社会的に重要な役割を果たしていることから、会議等開始前における写真撮影や録画を認めるなど、会議等の支障にならない範囲で、取材等に対して配慮する趣旨である。

4 前記解説3(8)では、会議の場で、傍聴者が写真撮影や録画、録音を行うことを認めるかどうかは各審議会等において決定することとしているが、その趣旨は、委員の視界に入る傍聴席において、カメラやマイクを構えられていると、委員が威圧を覚えて萎縮し、活発な議論の妨げとなるおそれがある場合を考慮したためである。よって、審議会等の出席者の性格等を踏まえ（例えば、公募により選任された市民委員に対し前述のように写真撮影等がされた場合、当該委員はそのような状況に慣れておらず萎縮することが考えられる。）、公開の趣旨（本指針第7、2解説1参照）と活発な議論が妨げられるおそれを比較衡量の上、各審議会等において決定すること。

(2) 視聴

審議会等の全ての委員が、インターネットを通じて相互に映像及び音声の送受信、資料の共有等を行う方法（以下「ウェブ会議の方法」という。）により会議を行うときは、次の方法により当該会議の視聴を認めること。

ア 審議会等において、インターネットを通じて審議会等の会議の映像及び音声を同時に視聴できる場所を設けること。

イ 視聴者に会議資料を配布すること。ただし、1(1)アからキまでのいずれかに該当する情報が記録されているもの、法令集その他の刊行物その他相当の理由があると認められるものについては、この限りでない。

ウ 視聴できる場所における報道機関の取材に対して配慮すること。

1 この規定は、ウェブ会議の方法により会議を行う場合には、視聴場所を設けて視聴を認める方法により公開する必要がある旨定めるとともに、その際に必要な事項を定めるものである。

2 ウェブ会議の方法による会議の開催や一部の委員のウェブ参加については、こうした方法を用いることにより、委員の会議の開催場所への移動の負担を軽減することができるようになる。

本指針第5(1)にも規定されているように、委員の選任にあたっては、「各界各層及び幅広い年齢層の中からふさわしい人材を選任すること」とされており、ウェブ会議やウェブ参加の方法を用いることによって、これまで活動エリアが遠方であるといった地理的制約が選任の障害となっていた有識者等を委員に選任できる可能性が高くなるとともに、委員のスケジュール調整の範囲も広がり会議の開催日の調整がより容易になるといったメリットがあると考えられることから、積極的な活用が望まれる。

なお、ウェブ会議やウェブ参加の方法による場合には、映像及び音声の双方による本人確認と委員間における映像及び音声の送受信の即時性と双方向性の確保について留意する必要がある。

本人確認については、会議に参加する各委員が対面して本人であることを確認することができないことから、映像及び音声の2つの方法により確認をする必要がある。

また、一堂に会する場合と同様のコミュニケーション環境といえるためには、会議に参加する委員間で映像及び音声の送受信が即時かつ相互にできるようにされている必要があり、こうした環境が整っていない場合、ウェブ会議の成立やウェブ参加をもって会議への出席とすることについて疑義が呈されることになる。ちなみに、取締役会の事例であるが、電話で参加した取締役について、即時

性と双方向性が確保されていなかったとして、出席と認められなかった裁判例がある。

したがって、ウェブ会議やウェブ参加の方法による場合には、会議の冒頭で、映像及び音声の相互間の送受信及び委員の本人確認を行うことが必要であり、また、その旨を会議録等に明示しておくことを基本とすべきである。会議録等の内容としては、「会長において、映像と音声により委員本人の確認をするとともに、委員間で映像と音声が即時に伝わることを確認した」といったものが考えられる。

- 3 アの「審議会等において、インターネットを通じて審議会等の会議の映像及び音声を同時に視聴できる場所を設ける」方法としては、例えば、会議室（席）を用意し、ウェブ会議に参加しているパソコンをモニター等につなげ、市民等には、当該モニター等を視聴してもらう方法が考えられる。

なお、このような方法を原則としているのは、会議等をウェブ会議にて行う場合にも、インターネット環境がない市民等に、傍聴同様、同時に会議の内容を見聞きする機会を用意することが、公開の趣旨から必要であると考えられるためである。

- 4 イの「視聴者に会議資料を配布すること。ただし、1(1)アからキまでのいずれかに該当する情報が記録されているもの、法令集その他の刊行物その他相当の理由があると認められるものについては、この限りでない。」という点については、傍聴と同様である。

- 5 ウの「視聴できる場所における報道機関の取材に対して配慮すること。」という点については、後記解説6(4)及び(7)を参照

- 6 視聴手続は、基本的には各審議会等において決定するものであるが、運営に当たっては、概ね次により行うこと。

(1) 傍聴の場合と異なり別途視聴場所を設けることから、傍聴による場合に比してより多くの市民等が視聴できることになるが、会議内容等により市民等の関心が高いときなど多くの視聴希望者が予想される場合には、適切な視聴場所を選定するものとする。

(2) 視聴申込みの受付は、会議の当日、会場で会議開催の30分前から開始し、先着順で定員に達するまで行うものとする。

(3) 審議会等において適当と認める場合は、事前に抽選により視聴者を決める取扱いとすることも可能である。この場合は視聴者に対して事前に抽選の結果を通知する必要があることから、周知時期を繰り上げるなど事前の準備期間に留意するものとする。

(4) 視聴場所には、椅子と机を用意することが望ましいが、会場の状況等により

やむを得ない場合は、椅子のみとすることができるものとする。また、必要に応じて記者席を設けるものとする。

(5) 視聴者に対しては、会議の内容が十分理解できるよう、原則として委員に配布する資料と同じ資料を用意するものとする。ただし、第7、1(1)のアからキまでのいずれかに該当する情報が記載されているもの、その他、法令集等、大量に準備できないことについて相当の理由があると認められるものについては、配布しないでもよいものとする。

(6) 視聴者の視聴の妨げにならないよう視聴場所の秩序を維持するため、別紙1-1、同1-3を参考にし、視聴に係る遵守事項等を定めるものとする。

視聴者が前記遵守事項等に違反し、視聴場所の秩序を維持する必要がある場合には、審議会等の事務局職員は退場を求めるなど適切に対処する必要がある。

(7) 本指針(2)ウの規定は、報道機関が社会的に重要な役割を果たしていることから、取材等に対して配慮する趣旨である。

7 前記解説6において、本指針2(1)解説3(8)と同様の規定がないことから明らかのように、視聴場所において視聴者が写真撮影や録画、録音を行うことは差し支えないとしている。

これは、傍聴と違って（本指針第7、2(1)解説4参照）、委員は視聴場所とは別の場所で会議に参加し、委員が視聴場所の状況を視認することはなく、威圧を覚えて萎縮し、活発な議論の妨げとなるおそれがないためである。

8 本指針(1)、(2)のとおり、インターネット環境がない市民等のことも考慮して、傍聴を認めること又は視聴場所を設けて視聴を認めることを公開する場合の原則としているが、来庁が難しい市民等も含めより多くの市民等に視聴してもらうためには、前記方法と併用してインターネットを通じて審議会等の会議の映像及び音声を同時に視聴できるような方法で公開することが望ましい（具体的には、インターネットを通じて同時配信を行う方法や、ウェブ会議に視聴希望者を招待する方法等が考えられるが、どのような方法が最適であるかについては、会議を行う場所における通信設備の状況、各種ソフトウェアの仕様等によって異なってくる。）。

3 公開・非公開の決定

- (1) 審議会等の会議の公開又は非公開については、この指針に基づき、当該審議会等において決定するものとする。
- (2) 会議の非公開の決定をした場合は、その理由を明らかにするものとする。

- 1 この規定は、会議の公開又は非公開については、その設置等の根拠となる規程等に別段の定めがある場合を除き、当該審議会等において判断するとともに、その判断についての説明責任を負うものであることを明らかにするものである。
- 2 会議を公開しないことと決定した場合、その理由を明らかにするのは、審議会等において例外的に会議を非公開とする場合の判断の公正を担保しようとする趣旨である。なお、「明らかにする」とは、非公開の理由を秘密にしないという趣旨であり、対外的に広く周知することまで義務付けるものではない。
- 3 審議会等の会議の公開又は非公開の決定は、概ね次により行うこと
 - (1) 審議会等において公開又は非公開の決定を行う場合には、以後の会議の公開又は非公開を一括して決定するものとする。
 - (2) 初めて開催する会議の公開又は非公開は、担当課において確認した当該審議会等の委員の総意に基づき、決定するものとする。この場合において、各委員の意見が一致しないときは、初めて開催する会議において、公開又は非公開を決定するものとする。
 - (3) 会議を基本的に公開すると決定した審議会等であっても、審議事項により公開しない場合もあると考えられるときは、どのような審議事項の場合に公開しないのかを、この指針に照らしてあらかじめ明確にしておくものとする。
 - (4) 一括して会議の公開又は非公開の決定を行った後に、審議事項の追加変更等により、当初の決定を変更する必要があると認められるときは、審議会等においてその都度、会議において公開又は非公開の決定を行うものである。
 - (5) 公開と決定した会議の開催中に、審議等の状況等から、この指針に照らしやむを得ず非公開とする必要が生じた場合は、会議の途中においても当該会議を非公開とすることができる。
 - (6) やむを得ず一つの会議で公開する部分と非公開とする部分が存在する場合は、原則として非公開とする部分が終了してから公開する部分を行うものとする。

4 会議開催の周知

- (1) 公開する会議を開催するに当たっては、当該会議開催日の1週間前までに、開催日時、場所（ウェブ会議の方法により開催するときは、その旨。以下同じ。）、議題その他必要な事項を大阪市ホームページに掲載するとともに、市役所又は市関係公署の掲示場への掲示その他の方法により広く市民に周知するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。
- (2) (1)に定めるもののほか、必要に応じて、報道機関への情報提供などの方法により、公開する会議について、開催日時、場所、議題その他必要な事項の周知に努めるものとする。

- 1 この規定は、審議会等の会議の公開制度が有効に機能するためには、公開する会議の開催を多くの市民等が事前に知ることが必要であることから、その手続を定めるものである。
- 2 ウェブ会議の方法により開催するときは、あわせて、視聴方法について掲載すること。例えば、本指針2(2)に基づき、視聴場所を設けて行う場合には、視聴場所を掲載することが考えられる。
また、本指針2の「別の方法」で行う場合にも、その方法に係る手続について、掲載すること。
- 3 「必要な事項」とは、傍聴者の定員や傍聴手続、傍聴以外の方法により公開する場合はその方法、問い合わせ先等をいい、「その他の市関係公署」とは、区役所等市役所本庁舎以外の分庁舎をいう。
- 4 会議開催の周知は、当該審議会等を代表する者が決定されていない場合は、会議の開催権限のある者が代わってこれを行うものである。
なお、行政運営上の会合については、会合を代表する者は決定されないので、当該会合に関する事務を所管する所属長等会議の開催権限のある者が、会議開催の周知を行うものである。
- 5 会議開催の周知は、広く市民等に会議の開催を知らせることを目的とし、具体的には次の方法により行うものとする。
 - (1) 大阪市ホームページへの掲載
開催日の1週間前までに、開催日時のほか必要な事項を記載した掲載文を別

紙2の例文を参考に特殊テンプレートにおいて作成し、ホームページに掲載するものとする。

(2) 市役所又はその他の市関係公署の掲示場への掲示

開催日の1週間前までに、必要な事項を記載した掲示文を別紙2の例文を参考に作成し、掲示場の担当課に掲示を依頼するものとする。

掲示は、開催場所となる庁舎において行う方が実際に傍聴又は視聴を希望する者の目に触れることとなるから、原則として、担当所属の庁舎の掲示場に行くものとするが、担当所属の庁舎に掲示場がない等やむを得ない場合は、市役所本庁舎の掲示場に行くものとする。

(3) その他の方法

開催日の1週間前までに、前記(2)の掲示文の写し1部を総務局行政部行政課に送付するものとし、送付を受けた総務局行政部行政課は、市民情報プラザに置かれた「審議会等開催予定」簿冊に編集するものとする。

前記のほか、審議会等において、報道機関への情報提供や、本市の広報紙等への掲載、区役所や事務所内等での案内の掲示などの方法により、会議の開催の積極的な周知に努めることとする。

特に審議等の内容が地域に密接な関係を有する等の理由により適当と認められる場合は、その地域を有する区の区役所の掲示場にも掲示を行うなど、分庁舎の掲示場を積極的に活用するものとする。

6 事前に抽選により傍聴者・視聴者を決める場合は、申込や通知に要する期間を勘案して、十分な準備期間をもって行うこととし、市民に傍聴・視聴の機会を失わせることがないように留意すること。

7 (1)のただし書は、会議の開催に緊急を要する場合に、審議会等の周知義務を免除する趣旨ではなく、会議開催を周知することが不可能な、極めて例外的な場合に限り適用されるものである。したがって、周知期間が1週間に満たない場合でも、会議開催決定後速やかに、市役所又はその他の市関係公署の掲示場への掲示を行うものとし、大阪市ホームページへの掲載についても可能な限り行うべきものである。

5 情報の提供

- (1) 審議会等に関する次に掲げるものについては、速やかに大阪市ホームページに掲載し、かつ、所定の場所において市民等の閲覧に供するものとする。
 - ア 大阪市情報公開条例施行規則（平成 13 年大阪市規則第 31 号）第 14 条第 2 号及び第 3 号に掲げるもの
 - イ 第 2(2)に掲げる会合における意見を取りまとめたものであって、大阪市情報公開条例施行規則第 14 条第 2 号及び第 3 号に掲げるものに準ずるもの
- (2) 2の本文の規定による方法による公開を行った会議については、当該会議の開催後遅滞なく、個々の発言内容の要旨及び発言者氏名が記録された会議録を作成し、会議資料（2(1)イただし書記載の資料を除く）とともにこれを大阪市ホームページに掲載し、かつ、所定の場所において市民等の閲覧に供するものとする。
- (3) (1)及び(2)に定めるもののほか、審議会等の活動状況について、情報の提供に努めるものとする。

1 この規定は、行政運営の透明性向上の観点から、審議会等の活動状況を明らかにするための手続を定めるものである。

2 (1)については、大阪市情報公開条例第 32 条第 1 項の規定により公表することとされている審議会が行う答申、提言その他の報告の公表の方法を定めるとともに、本指針第 2(2)に掲げる会合における意見を取りまとめたものについても同様の取扱いをすることを定めるものである。

同条例第 32 条第 1 項においては「実施機関は、市民等が請求を行うことなく市政に関する情報を容易に得ることができるよう、本市の長期計画、重要な基本計画等実施機関の保有する情報で市長が定めるものの公表を行うものとする。」と規定されており、この「市長が定めるもの」として、大阪市情報公開条例施行規則第 14 条第 2 号において、「地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項に規定する執行機関の附属機関(以下「附属機関」という。)が行う重要な答申、提言その他の報告で、実施機関が公表する必要があると認めるもの」、同条第 3 号において、「附属機関が前号の答申、提言その他の報告を行う前に、中間段階の案を取りまとめたときは、当該中間段階の案」がそれぞれ規定されている。

ここでは、その公表の方法として、審議会等の担当課において速やかに大阪市ホームページに掲載し、かつ、所定の場所において市民等の閲覧に供することとするものである。

また、本指針第2(2)に掲げる会合における意見を取りまとめたものについては、同規則の対象とはされていないが、会議の公開の趣旨から審議会と同様の取扱いをすることとするものである。

なお、本指針第2(2)に掲げる会合は、附属機関と異なり、本来的に合議体として結論を出す性質のものではない。よって、「会合における意見を取りまとめたもの」とは、会合としての結論ではなく、当該会合に参加したメンバーの個々の意見を当該会合に関する事務を所管する所属等において「報告書」等の名称で取りまとめたものであり、仮に決議を行い、答申書等の名称で報告を行うと、当該会合が附属機関とみなされることに留意すること（[平成23年7月21日「懇談会等行政運営上の会合の開催に関する指針の制定並びに審議会等の設置及び運営に関する指針及び同解釈・運用の手引の一部改正について（通知）」](#)参照）。

- 3 (2)については、会議を公開した審議会等については、事後にもその審議等の内容を公開することが望ましいから、遅滞なく会議録を作成し、審議会等の担当課において大阪市ホームページに掲載し、かつ、所定の場所において市民等の閲覧に供するものとする。
- 4 会議の非公開（一部非公開を含む。）を決定した審議会等においても、公開可能な情報（会議の開催時期、出席者、議題、議事の要旨等）については、3に準じた取扱いを行うこと。
- 5 (1)及び(2)に記載の「所定の場所において市民等の閲覧に供する」方法としては、市民情報プラザにおいて閲覧に供する方法とする。そのため、審議会等の担当課においては、それらの資料を作成後、速やかに、総務局行政部行政課に2部提出するものとする。総務局行政部行政課は、提出された審議会等の会議録等、会議資料、答申、提言、報告等審議等の結果を記載した書面を取りまとめ、簿冊に編集の上、市民情報プラザに配架することとする。なお、閲覧に供する期間は、原則として当該会議の開催日又は審議等の結果が出された日が属する年度からその翌年度末までとする。
- 6 (3)の「活動状況」とは、過去における会議の開催状況、出席者、議題、将来における会議の開催予定等、当該審議会等の活動に関する情報をいう。
- 7 審議会等の担当課は、当該審議会等の活動状況について、市民等からの申し出に応じて情報の提供に円滑に応じられるよう配慮するとともに、インターネットの活用などの方法により、積極的な情報提供に努めること。

第8 総務局長との調整及び報告等

- 1 局長等は、その所管する事務に関して第2(2)に掲げる会合を開催することを決定し、それに伴う当該会合に参加するメンバーを選任しようとするときは、局内の調整を図るとともに、事前に総務局長と調整を行うこと。
- 2 局長等は、その所管する事務に関して第2(2)に掲げる会合を開催することを決定したとき及び当該決定に伴い会合に参加するメンバーを選任したときは、速やかにその旨を総務局長に報告するものとする。
- 3 1及び2に定めるもののほか、総務局長は、必要があると認めるときは、局長等に対し、その所管する審議会等の委員の選任、運営等に関し、報告を求め、又は意見を述べることができる。
- 4 総務局長は、市民等に対し審議会等の名称、審議等の目的等を明らかにするために、必要な措置を講ずるものとする。

- 1 この規定は、審議会等の設置又は運営がこの指針に基づき適正に行われるようにするため、局長等の総務局長に対する報告義務並びに総務局長の報告徴収権及び意見陳述権について定めるものである。
- 2 局長等は、その所管する事務に関して第2(2)に掲げる会合を開催することを決定し、それに伴う当該会合に参加するメンバーを選任しようとするときは、当該参加メンバーとしようとする者への依頼（内諾を含む）を行う前に、別紙3により、総務局行政部を通じて総務局長と調整することとする。
- 3 局長等は、その所管する事務に関して第2(2)に掲げる会合を開催することを決定したとき及び当該決定に伴い会合に参加するメンバーを選任したときは、別紙4により速やかにその旨を総務局長に報告すること
- 4 2のほか、総務局長は、この指針の適正な運用を確保するため必要と認めるときは、審議会等の委員の選任（再任）又は運営状況について報告を求め、その改善及び審議会等の統廃合について意見を述べるものとする。
- 5 この指針の対象となる審議会等に関する情報をより積極的に明らかにするため、総務局長は、各審議会等について、その名称、担当課、設置等の根拠となる法令等、審議事項、委員の任期等が記載された一覧表及び委員の名簿を作成し、市民情報プラザにおいて市民等の閲覧に供するとともに、インターネットの活用などの方法により、これらの情報の積極的な提供に努めるものとする。

別紙 1 - 1 大阪市〇〇審議会運営要領（例）

大阪市〇〇審議会運営要領（例）¹

（趣旨）

第1条 この要領は、大阪市〇〇審議会規則（平成〇年大阪市規則第〇号）第〇条の規定に基づき、大阪市〇〇審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（ウェブ会議の方法による会議の開催等）

第2条 会長が必要と認めるときは、審議会の会議をウェブ会議の方法（インターネットを通じて、委員の間で相互に映像及び音声の送受信、資料の共有等を行う方法をいう。以下同じ。）により開催するものとする。

2 前項に定めるもののほか、審議会の委員は、会長の承認を得て、ウェブ会議の方法で審議会の会議に参加することができる。この場合において、当該委員は、ウェブ会議の方法による会議への参加をもって審議会の会議に出席したものとみなすものとする。

（会議の公開）

第3条 審議会の会議は、公開するものとする。ただし、審議会が公開することが適当でないと認める事項の調査審議をするとき又は会議を公開することにより円滑な議事運営が著しく阻害され調査審議の目的が達成できないと認められるときは、この限りでない。

2 会議の公開は、会議の傍聴を認めることにより行う。ただし、前条第1項の規定によりウェブ会議の方法により行う会議の公開は、指定した場所（以下「視聴場所」という。）においてインターネットを通じて会議を視聴することを認めることにより行う。

¹ この資料は、附属機関（「大阪市〇〇審議会規則」において会長に議事運営権限が委任されている「大阪市〇〇審議会」を想定）を例として、会議の運営において必要な事項を規定した要領の標準例である。各附属機関ごとの根拠規定及び運営状況を踏まえ、必要に応じて運営事項の追加等を行うこと（例えば、附属機関の場合、会議の招集、諮問の手続、調査審議の方法、答申の方法、審議体の組織に関する構成等の事項が、審議会の議決機関としての性質を示す規定として追加することも考えられる。）。

また、附属機関と行政運営上の会合は性質の異なるものであるが、本指針「第7 会議の公開」で解説する公開の方法、会議開催の周知、情報の提供は、両方に共通する準拠事項であるから、行政運営上の会合の運営規定を定めようとするときには本運営要領例の規定のうち、関係する規定例を参考にすること。

なお、行政運営上の会合は、最終的には機関としての意思決定を行わないという性質から、行政運営上の会合における運営事項の規定については、議決機関としての性質を有しているという誤解を招くような事項を規定として設けてはならない点に十分に留意すること。

(公開による会議の開催の周知)

第4条 審議会の会議を公開により開催するときは、開催日の○²日前の日(その日が大阪市の休日を定める条例(平成3年大阪市条例第42号)第1条第1項に規定する市の休日(以下「市の休日」という。)に当たるときは、その日の直前の市の休日以外の日)までに、次に掲げる事項を大阪市のホームページへの掲載、○
○における掲示³、及び市民情報プラザにおける配架、●●●●⁴の方法により、周知するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要がある場合等、○日前に周知を行うことができない事情があるときは、周知可能となった後速やかに、会議の開催を周知することとする。

- (1) 傍聴による場合 開催日時、開催場所、会議の議題、傍聴者の定員、傍聴手続、問い合わせ先
- (2) 視聴による場合 開催日時、視聴場所、会議の議題、視聴者の定員、視聴手続、問い合わせ先

(傍聴の手続)

第5条 会議の傍聴を認める定員は、○人とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、会長は、会場の規模その他の事情を考慮して適当と認めるときは、同項の定員を増減するものとする。この場合においては、運営要領第4条の規定による会議の開催の周知において変更後の定員を明らかにするものとする。
- 3 会議の傍聴をしようとする者は、会議の開始予定時刻の30分前から開始予定時刻までの間に、会議が開催される場所において傍聴の申込みを行い、会長の許可を受けなければならない。
- 4 次のいずれかに該当する者は、会議の傍聴の許可をしない。
 - (1) 危険物又は笛、太鼓等の楽器類その他の会議の妨げとなると認められる器物を所持している者
 - (2) 鉢巻き、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメット等を着用し、又はプラカード、旗、のぼり等を掲出している者
 - (3) 酒気を帯びていると認められる者
 - (4) 前3号に定めるもののほか、会場の秩序を乱し又は会議の支障となる行為をするおそれがあると認められる者
- 5 第3項の申込みの受付は先着順により行い、定員になり次第終了する。

² 本指針第7の4(1)において規定されているとおり、1週間前の日で、各審議会等の状況に応じて可能な限り前の日を設定すること。

³ 例えば、本庁舎であれば「庁前掲示」、区役所・分庁舎の場合は各庁舎の掲示場等のルールに沿った掲示方法の記載が考えられる。

⁴ ここには、大阪市のホームページへの掲載、掲示場への掲示及び市民情報プラザにおける配架以外のその他の周知の方法を積極的に規定すること。

6 会議の傍聴の許可を受けた者（以下「傍聴者」という。）は、審議会の事務局の職員（以下、「事務局職員」という。）の指示に従い会場に入場するものとする。

（傍聴者の遵守事項）

第6条 傍聴者は、会場においては、次に掲げる事項を守らなければならない。ただし、第4号に掲げる事項については、会長の許可を受けたときは、この限りでない。

- (1) 危険物又は笛、太鼓等の楽器類その他の会議の妨げとなると認められる器物を持ち込まないこと。
- (2) 発言、拍手その他の方法により公然と意見を表明しないこと。
- (3) 鉢巻き、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメット等の着用、プラカード、旗、のぼり等の掲出その他の示威的行為をしないこと。
- (4) 写真撮影、録画及び録音は行わないこと。⁵
- (5) 携帯電話などの受信音、操作音等を出さないこと。
- (6) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (7) 前各号に定めるもののほか、会場の秩序を乱し又は会議の支障となるような行為をしないこと。

（違反に対する措置）

第7条 会長は、傍聴者が前条各号の規定に違反したと認めるときは、違反者に注意し、違反者がこれに従わないときは、その者を退場させることができる。

（視聴の手続）

第8条 会議の視聴を認める定員は、会長が、会議の開催の都度、視聴場所の規模その他の事情を考慮してその都度定め、第4条の規定による会議の開催の周知において明らかにするものとする。

- 2 会議の視聴をしようとする者は、会議の開始予定時刻の30分前から開始予定時刻までの間に、視聴場所において視聴の申込みを行い、会長の許可を受けなければならない。
- 3 次のいずれかに該当する者は、会議の視聴の許可をしない。
 - (1) 危険物又は笛、太鼓等の楽器類その他の視聴者の視聴の妨げとなると認められる器物を所持している者
 - (2) 酒気を帯びていると認められる者
 - (3) 前2号に定めるもののほか、他の者の視聴の妨げとなる行為をするおそれがあると認められる者

⁵ 会議の場で、傍聴者が写真撮影や録画、録音を行うことを認めるかどうかは、会議を公開するかどうかとは別に、審議会等ごとに決定するものであることに留意すること。

- 4 第2項の申込みの受付は先着順により行い、定員になり次第終了する。
- 5 会議の視聴の許可を受けた者（以下「視聴者」という。）は、事務局職員の指示に従い会場に入場するものとする。

（視聴場所における視聴者の遵守事項）⁶

第9条 視聴者は、視聴場所においては、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 危険物又は笛、太鼓等の楽器類その他、他の視聴者の視聴の妨げとなると認められる器物を持ち込まないこと。
- (2) 発言、拍手その他の方法により公然と意見を表明しないこと。
- (3) 携帯電話などの受信音、操作音等を出さないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 前各号に定めるもののほか、他の視聴者の視聴の妨げとなる行為をしないこと。

（報道機関の特例）

第10条 報道機関による会議の傍聴及び視聴場所における視聴については、必要に応じ、第5条第1項及び第2項並びに第8条第1項による定員とは別に、報道機関用の定員を設定するものとする。

（資料の配布等）

第11条 傍聴者及び視聴者には、原則として委員に配布する会議資料と同じものを配布するものとする。ただし、大阪市情報公開条例第7条各号に該当することにより公開することが適当でないと考えたもの、法令集等一定数量以上準備することが困難なものその他相当の理由があると認められるものについては、この限りでない。

（会議録等）

第12条 審議会の会議録に記載する事項は、次のとおりとする。

⁶ 本規定は、議事運営権限を有している附属機関の長が、会議公開の趣旨を鑑みて視聴について定めるもののうち視聴場所での視聴者の遵守事項を設定するものである。

なお、傍聴者の遵守事項について当該事項に違反した者に対する措置（要領第6条、第7条参照）を設けているのに対し、視聴者の遵守事項については当該事項に違反した者に対する措置規定を要領には置いていない。

この理由は、傍聴の場合の遵守事項違反者に対する措置は、会議の場所にいる傍聴者に対する附属機関の長の議事運営権限の範囲として命じることができるものとして定めるのに対し、視聴については、視聴場所は会議の場所とは異なる場所にあることから、会議の議事運営自体が直接の影響を受けるものではないことや附属機関の長が視聴場所を現認することができないことから、視聴の場合の遵守事項に違反した者に対する措置をただちに附属機関の長の権限とすることは現実的にも難点が多いためである。

視聴場所の秩序維持のための具体的な措置については、附属機関の長の権限とはせず、視聴場所として定めた「施設」において視聴に関する業務を担い視聴場所の管理を行う審議会等の事務局の業務の一環として当該審議会に関する事務を所管する所属等において適切に行うものであることに留意すること。

- (1) 開催日時
 - (2) 開催場所（第2条第1項の規定によりウェブ会議の方法により開催したときは、その旨）
 - (3) 出席者の職及び氏名
 - (4) 第2条第2項の規定によりウェブ会議の方法により会議に参加した委員については、その旨
 - (5) 議題
 - (6) 発言者の氏名及び個々の発言内容の要旨（審議会が公開することが適当でないとする事項の調査審議を行った会議にあつては、議事の要旨）
 - (7) その他審議会が必要と認める事項
- 2 会議録及び会議資料は、大阪市のホームページへの掲載及び市民情報プラザにおける配架の方法により公表するものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和〇年〇月〇日から施行する。
- 2 大阪市〇〇審議会運営要領（平成〇年〇月〇日大阪市〇〇審議会会長決定）は、廃止する。

別紙 1－2 傍聴要領（例）

傍聴のルール等について、傍聴者へ周知を図る必要があることから、別紙 1－1 の運営要領をもとに、市民等の方向けに以下のような傍聴要領を作成し、あらかじめ大阪市ホームページ（各審議会等のページ）へ掲載したり、開催場所に掲示したりすることが考えられる。なお、行政運営上の会合についても、適宜修正の上、ご活用ください。

傍聴要領（例）

大阪市〇〇審議会

1 傍聴手続

- (1) 会議を傍聴しようとする方は、会議の開催予定時刻までに、受付において審議会の会長の許可を得た上で、事務局の指示を受けて、会場に入場してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行いますので、定員になり次第、受付を終了します。

2 傍聴者の遵守事項

傍聴者は、会場においては、次の事項を守ってください。

- (1) 危険物又は笛、太鼓等の楽器類その他の会議の妨げとなると認められる器物を持ち込まないこと
- (2) 発言、拍手その他の方法により公然と意見を表明しないこと
- (3) 鉢巻き、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメット等の着用、プラカード、旗、のぼり等の掲出その他の示威的行為をしないこと
- (4) 写真撮影、録画及び録音は行わないこと
- (5) 携帯電話などの受信音、操作音等を出さないこと
- (6) 飲食又は喫煙をしないこと
- (7) その他、会場の秩序を乱し又は会議の支障となるような行為をしないこと

3 会議の秩序維持

- (1) 傍聴者は、会場においては、審議会の会長又は事務局の指示に従ってください

い。

- (2) 傍聴者が上記2の規定に違反したときは、これを注意し、なおこれを改めないときは、退場していただく場合があります。

別紙 1－3 視聴要領（例）

視聴のルール等について、視聴者へ周知を図る必要があることから、別紙 1－1 の運営要領をもとに、市民等の方向けに以下のような視聴要領を作成し、あらかじめ大阪市ホームページ（各審議会等のページ）へ掲載したり、開催場所に掲示したりすることが考えられる。なお、行政運営上の会合についても、適宜修正の上、ご活用ください。

視聴要領（例）

大阪市〇〇審議会

1 視聴手続

- (1) 会議を視聴しようとする方は、会議の開催予定時刻までに、受付において審議会の会長の許可を得た上で、事務局の指示を受けて、視聴場所に入場してください。
- (2) 視聴の受付は、先着順で行いますので、定員になり次第、受付を終了します。

2 視聴者の遵守事項

視聴者は、視聴場所においては、次の事項を守ってください。

- (1) 危険物又は笛、太鼓等の楽器類その他、他の視聴者の視聴の妨げとなると認められる器物を持ち込まないこと
- (2) 発言、拍手その他の方法により公然と意見を表明しないこと
- (3) 携帯電話などの受信音、操作音等を出さないこと
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと
- (5) その他、他の視聴者の視聴の妨げとなる行為をしないこと

3 視聴場所の秩序維持

- (1) 視聴者は、視聴場所においては、事務局の指示に従ってください。
- (2) 視聴者が上記 2 の規定に違反したときは、これを注意し、なおこれを改めないときは、退場していただく場合があります。

別紙2 掲示依頼例

年 月 日

掲示場を所管する長の補職名 様

審議会等の担当課長の補職名

審議会等の開催に係る掲示について（依頼）

標題について、別紙のとおり依頼します。

庁前掲示例文

大阪市〇〇審議会公告第〇号

大阪市〇〇審議会の会議を、次のとおり開催します。

〇年〇月〇日

大阪市〇〇審議会 会長 〇〇〇〇

1 開催日時

〇年〇月〇日（〇）午前（後）〇時〇分から午前（後）〇時〇分まで

2 開催場所

大阪市北区中之島1丁目3番20号
大阪市役所本庁舎〇階第〇〇会議室
（ウェブ会議の方法により開催）

3 会議の議題

- (1) 〇〇〇について
- (2) 〇〇〇について

4 傍聴者（視聴者）の定員

〇〇名

5 傍聴（視聴）手続

傍聴（視聴）希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において（視聴場所に）、審議会の会長の許可を得た上で、入場することができます。

なお、傍聴（視聴）の申込手続は先着順で行うので、定員になり次第、申込手続を終了します。

6 問い合わせ先

大阪市北区中之島1丁目3番20号
大阪市〇〇審議会事務局（大阪市〇〇局〇〇部〇〇課）
（電話(06)6208-XXXX）

*会議を招集する者が、市長等である場合には、その旨を考慮して、作成すること

別紙3 懇談会等行政運営上の会合の開催に係る事前調整様式

年 月 日

総務局長 様

所 属 長

懇談会等行政運営上の会合の開催に係る事前調整について

標題について、次のとおり事前調整を行います。

記

会 合 の 名 称	
担 当 課	局 課 (担当: Tel.)
開催(予定)年月日	年 月 日
開催(予定)期限	年 月 日
開催要綱案の名称	
意見聴取事項	
人 数	計 人(男性 人・女性 人)
任 期	年
選 任 予 定	①兼職4以上 いる ・ いない 【氏名】 ②女性の登用率 () % ③70歳を超えるもの いる ・ いない 【氏名】 ④本市職員 いる ・ いない 【氏名】
指針の基準に満たない理由	
今後の見直し計画	
名 簿 案	別添のとおり
備 考	

- ※ 各記入欄が足りない場合は、別紙に記入したうえでその別紙を添付してください。
- ※ 開催要綱案の写しを添付してください。
- ※ 名簿案には、当該会合における役職、氏名、年齢、性別、職業、選任年月、選任回数、兼職数、市民から公募により選任した場合はその旨をそれぞれ記載してください。

別紙4 懇談会等行政運営上の会合の開催に係る報告様式について

年 月 日

総務局長 様

所 属 長

懇談会等行政運営上の会合の開催について（報告）

標題について、次のとおり報告します。

記

会 合 の 名 称	
担 当 課	局 課 (担当： Tel.)
開 催 年 月 日	年 月 日
開 催 期 限	年 月 日
開 催 要 綱 の 名 称	
意 見 聴 取 事 項	
人 数	計 人(男性 人・女性 人)
任 期	年
名 簿	別添のとおり
備 考	

※ 各記入欄が足りない場合は、別紙に記入したうえでその別紙を添付してください。

※ 開催要綱の写しを添付してください。

※ 名簿には、当該会合における役職、氏名、年齢、性別、職業、選任年月、選任回数、兼職数、市民から公募により選任した場合はその旨をそれぞれ記載してください。